

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年5月29日

東京都作業部会確認年月日 2019年6月5日

事業名 通信インフラ（大会関係者向け LAN 設備）、放送用回線（ケーブルテレビ回線）、通信機器等（固定電話通信）

案件名 データネットワーク関連業務委託（設計・構築・保守・撤去の一括契約 1,2）の締結について

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> 大枠合意に基づき、本件については、組織委員会・国・都が分担することとなっている。 契約予定金額は、通信インフラ（大会関係者向け LAN 設備）、放送用回線（ケーブルテレビ回線）、通信機器等（固定電話通信）の V3 予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、組織委員会が通信サービス分野のパートナー企業である NTT との間で締結した電気通信供給契約に係るものであり、NTT から提供される電気通信パッケージの通信品質を担保するために必要な業務である。 組織委員会は、NTT との間で、電気通信パッケージの一部であるデータネットワークの基本設計、詳細設計を契約済みであり、本件は、それらを本番環境にて用いるための業務を行うものである。 以上により、各種業務の重複排除等コストの低減による経済合理性の達成及び一貫した手続・運用による業務の実効性・安定性の確保を通じ、当該事業における全体最適性を担保すべきとの見地からは、引続き、組織委員会にて、一括して執行することが効率的かつ効果的であると考えます。 	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ テストイベント及び大会本番でのデータネットワーク構築・運用の本格化に向けては、競技会場及び非競技会場において、構内通信インフラ工事が必要である。 ・ 会場整備計画に鑑み、大会直前の短期間に工事が集中するため、早期の人的リソースの確保が重要である。 ・ また、過去大会の事例に倣い、設計・工事着工後の突発的な要件変更にも柔軟かつ効率的に対応できる体制の整備がトータルでの工程最適化及びコスト最小化のためにも必要となる。 ・ 大量の発注・契約業務が同時並行に進行するため、迅速かつ効率的に事務手続きを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HCC-OR TEC 03,04 ・ OGG TEC 3.1.7.
--	------------	--	--

	<p style="text-align: center;">効 率 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会用データネットワークの基本設計及び詳細設計を実施した通信サービス分野のパートナー企業に一括して委託することが最も効率的である。 ・ 単金については、テストイベントと同等まで抑制されていることを確認し、且つ外部委託先として、電気通信事業のパートナー企業を選定し、適正な品質の確保及びコスト抑制の達成を確認したことから、組織委員会として妥当であると判断した。 ・ 請負業務については、各工程の明細単位での精査を実施し、先行で実施したノウハウと知見を活用した最小限の工数となっていることを確認し、組織委員会として検討協議を重ねた結果、妥当であると判断した。 ・ 非競技会場についても、必要最小限の要件に基づくネットワーク構成を採用していることを確認し妥当であると判断した。 ・ 契約締結後に FA からの要望等により発生する要件変更等、現状で確定できない内容については、本契約金額を上限値とし、予算内で執行できるよう、月例開催を基本とする協議体制を整備し、進捗や変更管理を実施していく予定である。 	
--	--	---	--

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、通信サービス提供を責務とする通信サービス分野のパートナー企業に対する指定調達となる。 ・ 電気通信供給契約において、組織委員会と通信サービス分野のパートナー企業は、電気通信パッケージの提供に関し、最低価格によるサービスの提供、サービスレベルの維持、平時の事業以上の業務品質によるサービスの提供、要員の要求事項の遵守等について合意をしている。 	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、公費負担の対象としているものであり、適切である。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。